

町有地価格公示売却の応募要領

1. 応募者の資格

個人・法人は問いません。

次に掲げる者は資格がなく、応募することができません。

- ・ 契約を締結する能力を有しない者。(成年被後見人、被保佐人)
- ・ 破産者で復権を得てない者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第7条の規程により指定された暴力団及びその構成員。
- ・ 市町村民税等の滞納がある者。
- ・ 公有財産の事務に従事する職員。
- ・ 未成年者。

2. 応募方法等

1人(法人)1物件の応募に限ります。**同一世帯の重複応募はできません。**

2人以上の連名(共有)によることもできますが、この場合にあっても1物件の応募しかできません。

応募受付期間

随 時

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜・日曜日・祝日は除く)

応募受付場所

遠賀町大字今古賀5 1 3 遠賀町役場 行政経営課 管財係

応募に必要な書類

- ・ 普通財産譲与(譲渡)申請書
- ・ 現住所の市町村民税等の滞納のない証明書(法人であっては、設置されている市町村の滞納のない証明書)
- ・ 住民票謄本(法人であっては登記簿謄本)

3ヶ月以内に発行された証明書・住民票(登記簿謄本)に限る。

郵送による応募は認めません。

応募の取下げは、契約説明会までに限り受け付けます。

物件は現状勇姿にて引き渡すものとします。

現地での説明は行いませんので、現地にて物件を確認のうえ応募してください。

3. 契約に付す条件

特になし

4. 当選者の決定方法

物件毎に原則、応募者先着申込順で決定いたします。

応募書類等審査いたしまして、後日、契約説明会の日時を通知します。

5. 契約説明会

契約説明会の日時、場所

日 時 : 別途通知いたします。

場 所 : 遠賀町役場 行政経営課 管財係

契約について説明いたしますので、本人又は代理人が必ず出席してください。

欠席の場合は失格となる場合があります。

6. 契約の締結

契約締結期限 : 「普通財産売払決定通知書」を受けた日から20日以内

契約締結場所 : 遠賀町役場 行政経営課 管財係

持参する物 : 普通財産売払決定通知書、住民票(個人分)(法人であっては登記簿謄本)1通、印鑑証明書、実印、契約書印紙(買受人負担)

買受人は売買代金の100分の10に相当する額の契約保証金を契約締結の日に納付してください。ただし、契約締結と同時に契約金額全額を納付する場合は、契約保証金の納付は必要としません。

契約締結期限までに契約締結されないときは資格を取り消します。

7. 売買代金の支払い

売買代金の納入は、遠賀町発行の納入通知書で指定の金融機関にて納付してください。

代金納入期限 契約締結の日から50日以内

所有権移転登記費用及び登録免許税に関しましては、金額を通知いたしますので代金納入期限までに現金にて管財係にご持参ください。

登録免許税は町においてお預かりし、所有権移転登記の際に法務局へ納入します。

売買代金納入期限までに売買代金及び所有権移転登記費用並びに登録免許税を納入できない場合は契約を解除します。

8. 所有権の移転

売買代金が納入されたときに所有権が移転し、物件が引き渡されたものとします。

所有権移転登記は物件の引き渡し後、町において行います。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記費用及び登録免許税等契約締結及び履行に関して必要な費用は、買受人の負担となります。

買受人は、所有権移転登記前に、売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡できません。

9. その他

遠賀町普通財産売払要綱を厳守してください。

契約条項の閲覧、その他問い合わせは

遠賀町役場 行政経営課 管財係

電話 093-293-1234 内線231